

「データ域外移転安全評価弁法」の 実施状況について

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2023年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1.データ域外移転安全評価制度の概要

データ域外移転安全評価は、「[中華人民共和国サイバーセキュリティ法](#)」「[中華人民共和国データセキュリティ法](#)」および「[中華人民共和国個人情報保護法](#)」にて定める制度です。データ域外移転安全評価の適用範囲や手続方法等の詳細事項については、国家インターネット情報弁公室が2022年7月7日に公布した「[データ域外移転安全評価弁法](#)」（以下、評価弁法）ならびに2022年8月31日に公布した「[データ域外移転安全評価申告ガイドライン（第一版）](#)」（以下、申告ガイドライン）および申告書類（申告書、自己評価報告書等）の書式や雛形を参照することができます。

また、評価弁法が2022年9月1日に施行された後、4省（江蘇省、浙江省、山東省、海南省）のインターネット情報弁公室は、データ域外移転安全評価に関する地方レベルのガイダンスを公表しています。そのほか、北京市、上海市、天津市、河北省をはじめとする22の省・直轄市・自治区では、それぞれ電話相談窓口を設置し、データ域外移転安全評価に関する市場主体からの問い合わせに対応しています。

評価弁法第4条によると、次のいずれかの状況に該当する場合、所在地の省レベルのインターネット情報機関を通じて国家インターネット情報機関にデータ域外移転安全評価を申告しなければなりません。

- (ア)データ取扱者が重要データを域外に提供するとき
- (イ)重要情報インフラ運営者および100万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が個人情報を域外に提供するとき
- (ウ)前年1月1日から累計で10万人の個人情報または1万人の機微な個人情報を域外に提供しているデータ取扱者が個人情報を域外に提供するとき
- (エ)国家インターネット情報機関が定めるデータ域外移転安全評価の申告を必要とするその他の事由

2.データ域外移転安全評価制度の実施状況

では、データ域外移転安全評価は、現状、どの程度実施されているのでしょうか。中国各地のインターネット情報弁公室が開設している wechat 公式アカウントの掲載記事を確認したところ、同制度の実施状況について情報を発信しているのは、目下、3地方（北京市、上海市、浙江省）のみとなっています。関連情報について、2023年3月22日までに発信された内容は下表のとおりです。

担当機関名	公表日	問い合わせへの回答件数	データ域外移転安全評価申告の受付および審査状況	分野
北京市インターネット	2023年1月18日	700件余り（公表日までの累計）	16団体の申告を受付（公表日までの累計） ● 2団体：国家インターネット情報弁公室の審査に合格（1件目が首都医科大	ソーシャルメディア、医療、

ト情報 弁公室			<p>学附属北京友誼医院と蘭アムステルダム大学医療センターとの共同研究プロジェクト、2 件目が中国国際航空股份のプロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 10 団体：北京市インターネット情報弁公室の形式的審査を通過（国家インターネット情報弁公室による本審査へ） 	金融、自動車、民間航空、保険、旅行、産業オートメーション、電子商取引（EC）、人材、エレクトロニクス等
	2023年2月22日	1,000 件余り（公表日までの累計）	<p>48 団体の申告を受付（公表日までの累計） Amazon、BMW、サムスン、GSK、ボシュロム、Qunar 旅行、小米（シャオミ）、JP モルガンチェース、フォルクスワーゲン、レノボ等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2 団体：合格 ● 5 団体（現代自動車、民生銀行、トヨタ自動車等）：国家インターネット情報弁公室にて受理済み ● 6 団体（新浪微博、ダイムラー、シュナイダーエレクトリック、スイス・リー等）：北京市インターネット情報弁公室による審査完了 ● 35 団体：申告書類補正中 ● 142 団体（シーメンス、京東、アップル、中国工商銀行等）：申告の意向を表明済み 	
上海市 インターネット 情報 弁公室	2023年2月1日	1,300 件余り（公表日前日までの累計）	<p>67 件の申告を受付（公表日前日までの累計）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 35 件：上海市インターネット情報弁公室による形式的審査を通過（国家インターネット情報弁公室による本審査へ） ● 17 件：上海市インターネット情報弁公室による形式的審査中 	小売り、自動車、金融、医薬品等
	2023年3月10日	2,100 件余り（公表日前日までの累計）	270 件余りの申告を受付（公表日前日までの累計）	
浙江省 インタ ーネッ	2023年3月9日	200 件余り（2023年2月28日まで	69 件の申告を受付（2023年2月28日までの累計） うち 32 件が浙江省インターネット情報弁	電子商取引（EC）プラットフォーム

ト情報 弁公室		の累計)	公室による形式的審査を通過（国家インターネット情報弁公室による本審査へ）	フ ォ ー ム、金融、 物流、セ キュリテ ィ、通信 等
------------	--	------	--------------------------------------	---

北京市、上海市および浙江省のインターネット情報弁公室が公表したこれらの情報をみる限りでは、申告数、合格数いずれも評価弁法施行当初の予測をかなり下回っています。北京市、上海市における2つの時点を比べると、申告件数の増加が読み取れます。しかし、問い合わせへの回答件数および申告の意向を表明している団体数を踏まえると、申告件数は依然として少ないという印象を受けます。これは申告書類を整えるための作業（域外移転を伴う業務についての整理やデータの分類・等級付け等）に時間がかかることが理由として考えられます。

上記以外にも次の理由が考えられます。まず、関連規定によりデータ取扱者は申告書類においてデータ域外移転の必要性を証明する必要がある、この必要性の証明が難しいという点が挙げられます。例えば、企業等では、域外の親会社等によるマネジメント上の理由からデータの域外移転が必要と考えるところが多いと思われそうですが、この「マネジメント上の理由」が域外移転の必要性を証明できるものか否かについては、現時点では明確になっていません。上記の表で述べた2件の合格事例は、1件目が国際医学研究プロジェクト、2件目が国際航空輸送に関するプロジェクトであり、データ域外移転の必要性についていずれも高い説得力があります（1件目のプロジェクトの内容およびデータ域外移転の必要性については、首都医科大学附属北京友誼医院の Wechat 公式アカウント掲載記事より確認することができます）。

次に、データ取扱者によるデータセキュリティ・データコンプライアンス体系の整備に時間がかかることが考えられます。申告ガイドラインによると、自己評価報告書において、データセキュリティ管理能力、データセキュリティ技術能力、データセキュリティ保障措置の有効性、データセキュリティ・ネットワークセキュリティ関連法令の遵守状況について説明を行う必要があります。データ域外移転安全評価の申告を行うにあたり、これまで体系的にデータコンプライアンス面での対応を行ってこなかった事業者は、その対応に相当の時間を費やすことになると思われます。

最後に、評価弁法や申告ガイドラインの規定に不明瞭な箇所が存在することも、申告書類を準備するうえで障害となっています。データ域外移転安全評価制度は新しい制度であるため、申告する側、申告を受付・審査する側の双方で不慣れな面が多く、作業が非効率的になりやすいといえます。法令・ガイドライン等に、データ域外移転に関するあらゆる事項を漏れなく定めておくことは不可能であることから、データ域外移転安全評価の申告を行う

にあたり、規定で明文化されていない問題に直面することも多いと予想されます。不明な点については、関係主管機関に問い合わせ、有識者や外部専門家に諮り、時間をかけて確認していくことが必要となります。

データ域外移転安全評価の申告者の分野・業界をみると、医療、金融、自動車、民間航空、保険、電子商取引（EC）、通信等多岐に渡っています。データ域外移転安全評価を受ける必要はないことが明確になっている分野・業界はなく、データ取扱者は自社のデータ域外移転について、安全評価の対象となるか否かについて慎重に判断する必要があります。

3. データ域外移転に関する安全評価の是正および処罰

評価弁法第 20 条の規定によると、同法施行前に、その規定に適合しないデータ域外移転活動を実施済みである場合には、施行日から 6 カ月以内（すなわち 2023 年 2 月 28 日まで）に是正しなければならないとしています。

評価弁法では、是正がなされなかった場合の罰則を設けていませんが、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」「中華人民共和国データセキュリティ法」または「中華人民共和国個人情報保護法」施行後の行為であれば、上記の規定に基づき、「規定に違反する個人情報の取り扱いを行った」「違法に域外へデータを提供した」行為に該当するとされ、処罰を受ける可能性があると考えられます。上述の法律規定における罰則の対象となった場合、データ取扱事業者は最大 5,000 万元または前年度の売上高の 5%の過料が科され、個人（直接責任を負う主管人員、その他直接責任者）は最大 100 万元の過料が科される可能性があります。そのほか、関連業務の一時停止や営業停止が命じられ、関連事業許可証が取り消され、または営業許可証が取り消される可能性もあります。

なお、評価弁法第 20 条の規定に定める、是正のための猶予期間（2023 年 2 月 28 日まで）は既に経過しましたが、2023 年 3 月時点で、法執行の実務において是正を行わなかったために処罰を受けた、または是正期限の延長等の救済措置が講じられた等の事例は聞かれていません。ある地方のインターネット情報弁公室に問い合わせたところ、対応者の回答によれば、評価弁法施行前に行った（評価弁法施行後に行っていない）、評価弁法第 4 条に定める事由のいずれかに該当するデータ域外移転行為については、現時点で関連の処罰や救済措置は講じられていないとのことでした。

4. 今後の情報収集について

データ域外移転安全評価について、今後、国家インターネット情報弁公室および地方レベルのインターネット情報主管機関から新たな情報が発表される可能性が高いと思われます。関連情報が集約された公式ウェブサイトや検索ツールは目下存在しないため、国レベルおよび地方レベルのインターネット情報主管機関が不定期に発表・配信する情報に注意を払う必要があります。国家インターネット情報弁公室が発表する情報は、そのウェブサイトで確認することができるため、定期的に目を通すことをお勧めいたします。また、省レベルの

インターネット情報主管機関は全て Wechat 公式アカウントを開設しています。そのフォロワーになれば、発信記事を自動的に受け取ることができ、情報が入手しやすくなります。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220077>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp